いた場合には、当該適格分割等により同項第一号に規定する資産若しくは負債（当該デリバティブ取引等によりヘッジ対象資産等損失額を減少させようとしていたものに限る。）の移転をし、又は同項第二号に規定する金銭（当該デリバティブ取引等によりヘッジ対象資産等損失額を減少させようとしていたものに限る。）を当該分割承継法人等が受け取り、若しくは支払うこととなるとき）は、当該適格分割等の日の前日を事業年度終了の日とした場合に同項の規定により計算される当該デリバティブ取引等に係る有効決済損益額に相当する金額は、第六十一条の四第二項、前条第二項及び第六十一条の九第三項の規定にかかわらず、当該適格分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入しない。

第六十一条の六第三項中「、適格現物出資又は適格事後設立（」を「又は適格現物出資（以下」に、「適格組織再編成」を「適格合併等」に、「、現物出資法人又は事後設立法人（」を「又は現物出資法人（以下」に、「第一項に規定するデリバティブ取引等（以下この項において「デリバティブ取引等」という。）」を「デリバティブ取引等」に改め、「（同項」の下に「又は前項」を加え、「から同項第一号」を「から第一項第一号」に改め、同条第四項中「政令で定めるところにより計算した金額」を「有効決済損益額」に、「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　前三項に規定するデリバティブ取引等とは、次に掲げる取引（第六十一条の八第二項の規定の適用を受ける場合における同項に規定する先物外国為替契約等に基づくもの及び前条第一項に規定する財務省令で定める取引を除く。）をいう。

一　前条第一項に規定するデリバティブ取引

二　第六十一条の二第十九項（有価証券の空売りをした場合の譲渡利益額又は譲渡損失額の計算）に規定する有価証券の空売り並びに同条第二十項に規定する信用取引及び発行日取引

三　第六十一条の九第二項に規定する外貨建資産等を取得し、又は発生させる取引

第六十一条の七第一項中「前条第二項」を「前条第四項」に改め、「限る」の下に「。次項において同じ」を、「計算した金額」の下に「（次項において「ヘッジ対象有価証券評価差額」という。）」を加え、同条第三項中「政令で定めるところにより計算した金額」を「ヘッジ対象有価証券評価差額」に、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「適格組織再編成」を「適格合併等」に、「（前項」を「（第一項又は前項」に、「前項に」を「第一項に」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　内国法人が、ヘッジ対象有価証券損失額を減少させるためにデリバティブ取引等を行つた場合において、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格分割等」という。）により分割承継法人又は被現物出資法人に当該デリバティブ取引等に係る契約を移転し、かつ、当該適格分割等により売買目的外有価証券（当該デリバティブ取引等によりヘッジ対象有価証券損失額を減少させようとするものに限る。）を移転するとき（当該内国法人が当該適格分割等の前に当該デリバティブ取引等の決済をしていた場合には、当該適格分割等により売買目的外有価証券（当該デリバティブ取引等によりヘッジ対象有価証券損失額を減少させようとしていたものに限る。）を移転するとき）は、当該適格分割等の日の前日を事業年度終了の日とした場合に前項の規定により計算される当該売買目的外有価証券に係るヘッジ対象有価証券評価差額に相当する金額は、当該適格分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額又は益金の額に算入する。

第六十一条の八第三項中「適格組織再編成」を「適格合併等」に改める。

第六十一条の九第一項第一号ロ中「この項及び次項」を「この条」に改め、同条第二項中「相当する金額」の下に「（次項において「為替換算差額」という。）」を加え、同条第三項中「前項の差額に相当する金額」を「第二項に規定する為替換算差額」に、「前二項」を「前三項」に改め、同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　内国法人が適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除く。以下この項において「適格分割等」という。）により分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人に外貨建資産等（当該適格分割等の日の前日を事業年度終了の日とした場合に期末時換算法によりその金額の円換算額への換算をすることとなるものに限る。以下この項において同じ。）を移転する場合には、当該適格分割等の日の前日を事業年度終了の日とした場合に前項の規定により計算される当該外貨建資産等に係る為替換算差額に相当する金額は、当該適格分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

第六十一条の十第二項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に、「移転した」を「移転する」に改め、「計算される」の下に「当該先物外国為替契約等に係る」を加え、同条第三項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第四項中「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「適格組織再編成」を「適格合併等」に、「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に改める。

第六十一条の十一第一項中「他の内国法人のうち」を「他の内国法人（」に、「同条に規定する完全支配関係を有するもの（」を「完全支配関係（同条に規定する政令で定める関係に限る。以下この項及び次条第一項において同じ。）を有するものに限るものとし、」に改め、同項第一号中「設立され、かつ、当該内国法人が」を「設立された法人であり、かつ、」に改め、「継続して」の下に「当該内国法人と」を加え、「の発行済株式（自己が有する自己の株式を除く。第四号及び次項において同じ。）の全部を直接又は間接に保有している」を「との間に当該内国法人による完全支配関係がある」に改め、同項第二号中「当該内国法人が」を削り、「法人の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。以下この条及び次条において「発行済株式等」という。）の全部を直接又は間接に保有している」を「当該内国法人と法人との間に当該内国法人による完全支配関係がある」に改め、同項第三号中「当該内国法人に発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている法人」を「当該内国法人との間に当該内国法人による完全支配関係がある法人」に、「に発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する法人」を「に当該内国法人との間に完全支配関係がある他の法人」に改め、「当該内国法人が」を削り、「当該発行済株式等の全部を直接又は間接に保有している場合の当該法人」を「当該内国法人と当該他の法人との間に当該内国法人による完全支配関係がある場合の当該他の法人」に改め、同項第四号中「又は完全子法人」の下に「を株式交換完全親法人とする適格株式交換」を加え、「適格株式交換を行い」を「行われ」に改め、「当該内国法人が」を削り、「継続して」の下に「当該内国法人と」を加え、「の発行済株式の全部を直接又は間接に保有している」を「との間に当該内国法人による完全支配関係がある」に改め、同項第五号中「、合併類似適格分割型分割（合併に類する分割型分割として政令で定める分割のうち適格分割型分割に該当するものをいう。以下この号及び次条第一項第三号において同じ。）」、「当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人が」及び「、当該合併類似適格分割型分割の日の前日」を削り、「発行済株式等の全部を直接又は間接に保有していた」を「当該適格合併等に係る被合併法人、株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人（以下この号において「被合併法人等」という。）との間に当該被合併法人等による完全支配関係があつた」に、「の発行済株式等の全部を直接又は間接に」を「との間に当該内国法人による完全支配関係を」に、「当該内国法人が当該」を「当該」に、「当該発行済株式等の全部を直接又は間接に保有している」を「当該内国法人と当該法人との間に当該内国法人による完全支配関係がある」に改め、同項第六号中「（当該内国法人が」を「（これらの買取りに係る株式が発行されていなかつたとするならば」に、「取得済株式等（その発行済株式等のうち当該内国法人がこれらの買取りの直前に直接又は間接に保有していたものをいう。）の全部を直接又は間接に保有していた」を「当該内国法人との間に当該内国法人による完全支配関係があつた」に、「の発行済株式等の全部を直接又は間接に」を「との間に当該内国法人による完全支配関係を」に、「当該内国法人がその」を「その」に、「発行済株式等の全部を直接又は間接に保有している」を「内国法人と当該法人との間に当該完全支配関係がある」に改め、同条第二項中「発行済株式又は発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係の判定」を「前項の規定により同項に規定する評価益又は評価損を益金の額又は損金の額に算入された資産の帳簿価額」に、「前項」を「同項」に改める。